

小林総合運動公園市営プール指定管理者募集要項

小林総合運動公園市営プール（以下「市営プール」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

名 称	小林総合運動公園市営プール
所 在 地	宮崎県小林市南西方 2087 番地
設置目的	市民の高齢者から子供まで幅広い世代の健康と福祉ニーズに対応し、心身の健全な発達の用に供することを目的とする。
開設年月	平成14年4月
施設概要 (屋内プール)	構 造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建 延床面積：2, 266㎡
施設内容	<p>●屋内プール（FRP製） 温水プール<多目的プール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般プール 25m×7コース（水深1.2m～1.3m） 入水用スロープ付 ・ 歩行プール 18m×2m（水深1.0m）入水用スロープ付 ・ 幼児プール 変形10m×3m（水深0.5m） ・ ロッカールーム（男女共120名）、パウダールーム、シャワー洗眼室 採暖室（約60度）、男女休憩室、男女便所、身障者便所、事務室、監視室 放送室、2F観覧席（200名） 熱源：給湯ヒートポンプ式（深夜電力利用） 設備：珪藻土ろ過装置、オゾン浄化装置、塩害障害除外装置等 <p>●屋外プール（FRP製）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウォータースライダー（H=7m、L=62m） ・ " "（H=3m、L=23m） ・ スライダー着水プール（7m×6m、水深1.0m） ・ 児童用プール（25m×6m、水深0.7m） <p>●駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 2, 700㎡

2 申請の資格

市営プールの指定管理者の指定に係る申請の資格は、次のとおりとします。なお、(2)の⑦については、警察との連携により、必要な調査を行います。

- (1) 団体であること。
 - ① 法人格の有無は問いません。
- (2) 団体又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しないもの
 - ② 破産者で復権を得ないもの
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
 - ⑤ 市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの
 - ⑥ 国税又は地方税を滞納しているもの
 - ⑦ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと
- (3) 宮崎県内に主たる事務所を有する団体であること。
- (4) 消費税の適格請求書保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定であるもの。
- (5) 申請する法人その他の団体は、次の有資格者を配置すること。
 - ① 日本スポーツ協会等の水泳教師や水泳指導員等の資格を有するもの
 - ② 防火管理者（甲種防火管理者の資格を有するもの）
 - ③ 普通救命講習修了者
 - ④ AED講習受講者

3 募集要項等の配布

- (1) 配布資料
 - ① 小林総合運動公園市営プール指定管理者募集要項
 - ② 小林総合運動公園市営プール指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）
 - ③ 令和4年度～令和6年度収支決算書
 - ④ 令和2年度～令和6年度利用状況
 - ⑤ 小林総合運動公園市営プールの管理に関する条例及び条例施行規則
 - ⑥ 小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び条例施行規則
 - ⑦ 小林市教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則
- (2) 配布期間
令和7年7月18日（金）から令和7年8月4日（月）まで
- (3) 配布方法
配布資料は、市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。
なお、窓口での配布はいたしません。

4 申請書類の受付

- (1) 受付期間
令和7年7月18日（金）から令和7年8月18日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 提出方法

必要部数の申請書類及びその内容を記録した磁気媒体1枚を必ず持参の上、提出してください。郵送による受付はいたしません。

5 申請書類

- ※ 原本1部、副本13部を提出してください。
- ※ 書類はすべてA4サイズで統一してください。(発行されるものは、この限りでない。)
- ※ 法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出してください。

番号	書類名		備考
1	指定申請書(規則第4条第1項に定める様式第1号)		
2	申請資格に関する申立書(規則第4条第2項に定める様式第2号)		
3	法人の場合	定款又は寄付行為の写し	
		登記事項証明書又は登記簿謄本(法務局で発行)	
	法人以外の団体の場合	代表者の身分証明書(代表者の本籍地の市区町村で発行)	
団体の会則			
構成員名簿(氏名・自宅の住所・生年月日の記載)			
4	令和7年3月31日以降に発行されたもの。納税証明書ではなく、完納証明書ですのでご注意ください。	法人住民税の完納証明書(法人所在地の市町村で発行)	
5		代表者の市町村税の完納証明書(代表者の市町村で発行)	
6		法人県民税の完納証明書(県税事務所で発行)	
7		法人税の完納証明書(税務署で発行)	
8		消費税の完納証明書(税務署で発行)	
9		地方消費税の完納証明書(税務署で発行)	
10	管理を行う公の施設の事業計画書(令和8年度～令和12年度の5年間)		
11	管理を行う公の施設での自主事業計画書(令和8年度～令和12年度の5年間) ※自主事業を実施しない場合は、その旨を記した書類		
12	管理を行う公の施設の収支計画書(令和8年度～令和12年度の5年間)		
13	管理を行う公の施設での自主事業収支計画書(令和8年度～令和12年度の5年間)		
14	当該団体の経営状況を説明する書類	当該団体の前年度の収支明細書(損益計算書)	
15		貸借対照表	
16		財産目録又はこれらに相当する書類	
17		当該団体の現事業年度又は翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類	
18	誓約書	「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書に関する取扱要領」に定める様式第4号	
19	インボイス制度に対応する必要がある場合は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写し。ただし、指定管理期間開始までに登録を受ける予定である場合は、その旨を記した書類。		
20	その他小林市教育委員会が必要と認める書類及び、別途仕様書等で提出を求めるもの。 ※水泳教師や水泳指導員等の資格、防火管理者(甲種防火管理者)、普通救命講習修了者、AED講習受講者の資格又は講習終了が分かる書類の写し。		

「管理を行う公の施設の事業計画書」については、管理運営に係る事業全般についてご記入ください。

- (ア) 市営プールの運営に対する基本的な考え方
- (イ) 利用者の平等な利用の確保
- (ウ) サービスの向上について
- (エ) 施設の適正維持・管理及び人的・物的体制について
- (オ) 管理経費の縮減
- (カ) 自主事業
- (キ) 安全対策の取り組み等
- (ク) 個人情報の保護等その他の管理業務に関すること
- (ケ) 感染症予防対策
- (コ) 緊急時マニュアル
 - ・小林総合運動公園市営プール消防計画
 - ・大規模地震発生時の初動行動マニュアル

6 申請に関するその他の事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き変更することはできません。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 市が指定管理者の選定に関し必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (4) 申請書類は、理由を問わず返却しません。
- (5) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、市が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 申請書類は、小林市情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づく情報公開により公開されることがあります。
- (7) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (8) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (9) 市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

7 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

8 現地説明会の開催

- (1) 目 時 令和7年8月6日（水）10時から
- (2) 場 所 小林市細野38番地1 小林市市民体育館会議室
- (3) 参加方法 参加される団体は、団体名、連絡先及び参加者名を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参により、8月4日（月）の正午までに申し込みください。ただし、参加者数は、1団体につき2名までとします。
- (4) その他 説明会に参加しなかった団体については、申請を行うことができませんので申請を行う団体は、必ず出席してください。（現指定管理者は除く）説明会に出席する際は、募集要項及び、仕様書等をご持参ください。

9 申請に関する質問及び回答

- (1) 受付期間 令和7年8月6日（水）から令和7年8月12日（火）まで
- (2) 提出方法 質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参により、担当課まで提出してください。（持参の場合は、土曜

- 日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- (3) 回答方法 質問書を受理した後、できるだけ速やかに郵便、ファクシミリ、電子メールにより回答いたします。提出の際にご指定ください。

10 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、【別表第1】第1次審査（資格審査及び書類審査）を小林市教育委員会で事前に審査し、【別表第2】第2次審査（提案内容等の審査）を市が設置する指定管理者選定委員会において、申請者のうち申請資格の要件を満たすものについてプレゼンテーションによる審査を行い、選定基準に照らして最も適当と認める団体を候補者として選定します。なお、審査の結果、「候補者なし」とする場合があります。

(2) 申請者に対する聴き取り調査

市は、選定に際し、必要に応じて聴き取り調査を行うことがあります。この場合における日程等については、別途申請者に連絡します。

(3) 選定結果のお知らせ

候補者の選定の結果については、令和7年11月上旬までに申請者全員に文書で通知します。

(4) 指定管理者の決定

小林市議会の議決後、指定管理者の指定を行い告示します。

11 基本協定・年度協定の締結

市議会の指定議案の議決後、小林市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の基本協定と、年度ごとに決定する委託料の額や特記事項等について定める年度協定を締結します。

12 選定の基準

- (1) 利用者の平等かつ安全な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った施設の管理運営を計画的かつ安定して行う人員、資力その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める事項。

13 管理の基準

(1) 開設期間、開館時間及び休館日

- ① 開設期間は、4月1日から翌年3月31日まで
- ② 開館時間は、午前10時から午後9時まで（ただし、10月から3月までにあつては、午後1時から午後9時まで。土・日・祝日は午前10時から午後9時まで）
- ③ 屋外プールは、7月20日から8月31日まで
- ④ 休館日は、月曜日（ただし、祝日と重なるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日まで
- ⑤ 前号の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市の承認を得て臨時に開館時間を変更し、開館日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができます（事業計画書の中であらかじめ変更することが可能です）

(2) 利用の許可及び制限に関する事項

小林総合運動公園市営プールの管理に関する条例（平成19年小林市条例第47号。以下「条例」という。）及び小林総合運動公園市営プールの管理に関する条例施行規則（平成19年小林市教育委員会規則第10号）に定めるところにより行うものとします。

(3) 関係法令の遵守

前号に掲げるもののほか、次に掲げる法令及びこれらと関連する法令等を遵守して業務を遂行するものとします。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）ほか行政関係法令
- ② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
ほか労働関係法令
- ③ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ④ 小林市情報公開条例（平成 18 年条例第 10 号）
- ⑤ その他関係法令

指定期間中に前各項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

(4) 環境への配慮

管理業務の実施に当たっては、次に掲げる事項の配慮に努めてください。

- ① 電気等エネルギーの効率的利用に努めること
- ② 廃棄物の発生抑制、適正処理に努めること
- ③ リサイクルの推進に努めること
- ④ 環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）に努めること
- ⑤ その他環境負荷の低減に努めること

(5) 業務の一括委託の禁止

管理業務はその全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、その一部について、あらかじめ市長が認めるときは、この限りではありません。

(6) 地域での雇用及び、物品の調達等

管理業務の実施に当たり、職員の採用、物品の調達及び、再委託等を行う場合は、小林市経済の活性化及び市内中小企業の育成のため、地域での雇用について極力配慮するとともに、小林市内の企業を優先して活用してください。

14 管理業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、その業務の詳細については、別紙小林総合運動公園市営プール指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- (1) 市営プールの清掃及び監視に関すること
- (2) 市営プールの事業の計画及び実施に関すること
- (3) 市営プールの利用の許可及び制限に関すること
- (4) 市営プールの利用料金に関すること
- (5) 市営プールの施設及び設備の維持管理に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務

15 管理業務に要する経費

(1) 管理者の収入及び業務に必要な経費

市は、指定管理者に対して管理業務に必要な経費を予算の範囲内で指定管理料として支払います。

- ① 指定管理料の金額及び支払時期については、指定管理者と協議の上、年度協定において定めます。
- ② 市が支払う指定管理料の基準上限額は、単年度 26,089 千円（消費税等を含む。）とする。
- ③ 前号の「基準上限額」とは、施設の管理運営に当たり「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）の見込額」から「利用料金収入及び事業収入などの見込額」を差し引いた額であり、市が指定管理者に支払う指定管理料の目安となる額です。

- ④ 管理業務を適切に実施する中で利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、利用料金収入及び事業収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補てんは行いません。
- ⑤ 修繕費については、1件につき30万円未満を限度に指定管理者が実施し、これを超えた場合は小林市が執行します。
- ⑥ 備品については、現状の備品を使用することとします。なお、指定管理者の持込も構いません。ただし、その場合は小林市の備品と区別がつくよう、その備品名を小林市へ報告してもらいます。
- ⑦ 指定期間中の物価変動、金利変動、税制改正その他の法令改正等に伴う経費の増加による指定管理料は、市と指定管理者との協議のうえ決定します。
- ⑧ 管理業務に係る支出及び収入は、団体名義の口座とは別の口座で適切に管理してください。

16 自主事業の提案

指定管理者は、市営プールの設置の目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により市営プールを活用し、独自に企画及び計画した自主事業を提案し、市の承認を得てこれを実施することができます。

17 その他の事項

(1) 接触の禁止

指定管理者は、市営プールの指定管理者選定に係る業務に関係する市又は小林市教育委員会の職員若しくは指定管理者選定委員との接触により、申請及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合は、失格や指定の取消しをすることがあります。

(2) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について小林市議会の議決を経るまでの間に指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき又は協議が成立しないとき、小林市議会が指定に係る議案を否決したとき又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

(3) その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

18 責任の分担

指定管理者と小林市における業務上の責任分担は、次のとおりです。なお下記事項以外に疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に●)

項 目	指定管理者	小林市
施設運営 (警備、企画、利用者の安全、苦情対応)	●	
施設維持管理 (清掃、保守点検、設備法定点検、衛生管理)	●	
物品管理	●	
使用許可事務	●	
災害時対応 (連絡体制、被害調査報告)	●	
施設の法的管理		●
施設の整備、修繕 (1件の金額が30万円を超えた場合)		●
災害復旧		●

火災保険		●
施設賠償保険		●
第三者賠償保険	●	

19 申請書及び添付書類の提出先（問い合わせ先）

小林市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興グループ

小林市細野38番地1

電話 0984-22-7911

FAX 0984-23-6116

Eメールアドレス k_sports@city.kobayashi.lg.jp

【別表第1】

小林総合運動公園市営プール指定管理者 第1次審査基準（資格審査及び書類審査）

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）	適・否
2	申請資格に記載する管理運営に必要な資格を有する者を確保できること。	適・否
3	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成19年小林市告示第165号）の規定に該当しないこと。	適・否
4	法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。	適・否
5	国税及び地方税の滞納がないこと。	適・否
6	宮崎県内に住所を有していること。	適・否
7	インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定であるもの。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

【別表第2】

小林総合運動公園市営プール指定管理者 第2次審査基準（提案内容等の審査）

選 定 基 準		No	評 価 項 目	配点
基本方針	管理運営方針	1	管理運営方針が施設の目的に合致したものとなっているか。	5
		2	公の施設の管理運営に対して意欲や熱意が感じられるか。	5
		3	市民協働、地域との連携の視点があるか。	5
組織	人員配置・研修体制	4	施設全体の管理運営を行うための職員体制、研修体制が整っているか。	5
		5	市内在住者の雇用や、障がい者・高齢者の雇用機会が確保されているか。	5
	経営状況	6	経営基盤が安定しており、良好な経営状況であるか。	5
	安定した管理運営を担保とする実績	7	同種の施設管理運営業務の実績があるか。	5
8		官公庁の事業実績や市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び小林市民のサービス提供に精通している団体であるか。	5	
管理	事業運営の安全・安定性	9	事業の運営に必要な知識と資格を持った人材が確保され、無理の無い勤務ローテーションにより安全かつ質の高いサービスが提供できるか。	5
	施設管理の安全・安定性	10	日常の施設整備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。	5
	快適な環境・衛生管理	11	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理が行えるか。	5
	危機管理	12	事故・緊急時の対応が考えられているか。	5
	個人情報及び情報公開	13	個人情報保護や情報公開の取扱について配慮されているか。	5
	公平な施設利用	14	障がい者や高齢者が利用しやすい管理運営になっているか。	5
事業・サービス	市事業方針との整合性	15	健康増進及び継続したスポーツ活動を支援する工夫が提案されているか。	5
	利用者の満足度向上	16	サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。	5
	利用者増加方策	17	施設利用者の増加、施設稼働率の向上が図られるものとなっているか。	5
コスト	提案価格の妥当性	18	現実的な経費の積算を行っているか。	5
	具体的経費削減策	19	サービスを低下させずに経費を削減する具体的提案があるか。	5
		20	自主財源の確保策が具体的である等、費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。	5
合 計				100